

# ○ 美幌・津別広域事務組合管理者の職務を代理する副管理者の順序に関する規則

〔平成 19 年 3 月 20 日〕  
規 則 第 1 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 152 条第 1 項の規定に基づき、美幌・津別広域事務組合管理者の職務を代理する副管理者の順序は、次のとおりとする。

第 1 順位	副管理者	管理者以外の組合町の長
第 2 順位	副管理者	管理者の属する組合町の副町長

## 附 則

この規則は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

（美  
津  
二  
十）